

韓国知的財産ニュース 2020年7月前期

(No. 418)

発行年月日：2020年7月22日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行規則の一部改正令
- 1-2 実用新案法施行規則の一部改正令
- 1-3 デザイン保護法の一部改正法律（案）
- 1-4 商標法一部改正法律（案）
- 1-5 特許法一部改正法律（案）立法予告
- 1-6 治療目的の向精神薬も特許権の存続期間延長が可能となる

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、非対面サービスに向けた顧客情報の現行化を推進
- 2-2 特許庁と城南市、知的財産におけるエコシステムの活性化および競争力強化に向けたMOUを締結
- 2-3 知的財産に投資する時代が開かれる
- 2-4 「知的財産権基盤の産業政策の策定のための官民政策協議会」を開催
- 2-5 PCT 国際特許出願活性化に向けて情報システム機能の拡大
- 2-6 特許庁、産・学・研共同で知的財産バリューアップキャンペーンを推進
- 2-7 特許審判院、審判部の全面改編
- 2-8 特許庁、ベンチャー型組織「特許ビッグデータ担当官」を新設
- 2-9 「忠北北部知識財産センター」の看板上掲式を開催
- 2-10 K-ウォークスルーの参加企業を拡大し、新型コロナウイルスの再拡散に備える
- 2-11 特許庁、新型コロナウイルスの対応技術およびポストコロナのIP-R&Dを支援

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 ブロックチェーン関連の特許出願が急増
- 5-2 フォルダブルディスプレイの特許出願が増加傾向
- 5-3 第四次産業革命の目、イメージセンサーの特許出願が活発
- 5-4 個人が特許に投資するクラウドファンディングの第1号商品を発売

法律、制度関連

1-1 特許法施行規則の一部改正令

電子官報（2020.7.1.）

産業通商資源部令第379号

特許法施行規則一部改正令を次のとおり公布する。

2020年7月1日

産業通商資源部長官

特許法施行規則の一部改正令

特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項を各号外の部分のただし書きを次のように新設する。

但し、特許に関する手続きをする者が特許顧客番号の情報に印鑑又は署名を登録した場合（「特許権等の登録令」第22条第1項第7号に該当する場合は除く）には、その印鑑又は署名を確認することで、次の各号の書類の提出命令に代えることができる。

第9条の2第1項第7号を削除する。

第24条を次のようにする。

第24条(特許出願番号等の通知)特許庁長は特許出願書を受理した時には、次の各号の事項を記載した特許出願番号通知書を特許出願人に通知しなければならない。

1. 特許出願番号
2. 特許出願日付
3. 世界的所有権機関の電子的アクセスサービス（DAS、Digital Access Service）

を通じ、パリ条約第4条D(1)による優先権を主張するための証明書類を送達しようとする場合、該当の電子的アクセスサービスにアクセスするために必要な固有番号(以下「アクセスコード」という)として、特許庁長が付与するアクセスコード第25条第6項のうち、「世界知的所有権機関の電子的アクセスサービス(DAS、Digital Access Service)を利用する場合に書くべき情報として、該当の電子的アクセスサービスにアクセスするために最初に出願した国で付与される固有番号(以下「アクセスコード」という)を「最初に出願した国で付与したアクセスコード」という。

第28条に第4項を次のように新設する。

④第2項のただし書にかかわらず、法第99条の2第2項により特許権移転登録を受けた者が発明者を追加・削除又は訂正しようとする場合には、特許権者及び申請前後の発明者全員が署名または捺印した確認書類を添付しないことができる。

第36条1項のうち、「その証明書を特許庁長が世界知的所有権機関に電子的アクセスサービスを通じて送達(世界知的所有権機関の要請がある場合に限定する。)するために必要なアクセスコード」を「アクセスコード」にする。

第54条の5第4号から第7号までをそれぞれ第5号から第8号までにし、同条に第4号を次のように新設する。

4. 配列を含む特許出願の場合、第21条の4第1項による配列目録又は配列目録電子ファイル(同項ただし書により配列目録を特許庁長が定める方法により、配列目録電子ファイルの形式で明細書に記す場合は除く)を出願審査請求日から8ヶ月になる日まで提出しない場合には、その8ヶ月になる日の翌日からその配列目録又は配列目録電子ファイルを提出した日までの期間

第99条の2第1項各号外のうち、「部分」を「部分又は誤って提出された部分を訂正する部分(以下「訂正部分」という)に、同項第1号及び第2号のうちの「ている」をそれぞれ「ていたり誤って提出された」にする。同条第2項のうちの「部分」を「部分又は訂正部分」に、同条第3項各号外の部分のうちの「部分」を「部分又は訂正部分」、同項第1号のうちの「部分」を「部分又は訂正部分」にする。

第106条の14の題目「(国際調査に関する発明の単一性)」を「(追加手数料の納付)」に、同条第5項を第7項に、同条に第5項及び第6項をそれぞれ次のように新設、同条第7項(従前の第5項)のうち、「第1項の規定による」を「第1項又は第5項による」にする。

⑤審査官は国際出願について、国際調査報告書の作成が始まった以後に条約規則20.5又は20.5bisにより、明細書、図面等の漏落の部分又は訂正部分が提出された場合には、条約規則40bis.1により、期間を定めて追加手数料の納付を命ずることができる。

⑥審査官は第5項により追加手数料の納付命令を受けた者が指定された期間内に追加手数料を納付した場合には、提出された漏落部分または訂正部分を含む国際出願に

ついて国際調査報告書を作成しなければならない。

第 106 条の 15 の題目「(追加手数料の異議申請)」を「(発明の単一性要件の不十分に対する追加手数料の異議申立)」にし、同条第 1 項各号外の部分の前段のうちの「第 106 条の 14 第 1 項の規定によって」を「第 106 条の 14 第 1 項により」に、「各号の 1」を「各号のいずれか」に、「同条第 5 項の規定による」を「同条第 7 項による」にする。第 106 条の 39 第 4 項の前段及び後段のうち、「第 106 条の 14 第 5 項」をそれぞれ「第 106 条の 14 第 7 項」にする。

第 120 条の 6 第 1 項第 11 号を削除する。

附 則

第 1 条(施行日) この規則は公布した日から施行する。但し、第 54 条の 5 の改正規定は、2020 年 7 月 14 日から施行する。

第 2 条(出願人による遅延期間に関する適用例) 第 54 条の 5 第 4 号の改正規定は、付則第 1 条ただし書による施行日以後の特許出願された特許権に対して、法第 92 条の 2 により存続期間を延長する場合から適用する。

第 3 条(訂正部分の提出に関する適用例) 第 99 条の 2、別紙第 35 号書式、別紙第 41 号書式及び別紙第 41 号の 2 の書式の改正規定は、この規則施行以後の国際出願された場合から適用する。

第 4 条(追加手数料の納付命令に関する適用例) 第 106 条の 14 の改正規定は、この規則施行以後の国際出願された場合から適用する。

第 5 条(他の法令の改正) ①デザイン保護法施行規則の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 号を削除する。

第 98 条第 2 号を削除する。

②商標法施行規則の一部を次のように改正する。

第 19 条第 3 号を削除する。

第 97 条第 2 号を削除する。

<改正理由及び主要内容>

2020 年 7 月 1 日から優先権証明書類の国家間の電子的交換方式が世界知的所有権機関の電子アクセスサービスに一元化される予定であることに基づいて、特許庁長が特許出願書を受理したときには、該当の電子的アクセスサービスを利用するために必要な固有番号を付与するように関連手続きを改善し、「特許協力条約に基づく規則」の改正事項を反映して、国際出願の明細書及び図面等の不備だけでなく、誤って提出された場合でも、出願人に誤って提出された部分の補完を命じるか、又は訂正する部分を提出することが

できるようにし、国際調査報告書の作成が開始された後に明細書及び図面等の不備、又は誤って提出された部分について訂正するために提出された場合には、追加手数料の納付を命ずることができるようにする一方、特許を受けることができる権利を有する者が無権利者から特許権の移転を受けた場合などには、発明者の追加及び訂正申請の際、特許権者等が署名及び捺印した確認書類の提出を省略することができるようにして正当な権利者の保護を強化するなど、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善及び補完するものである。〈産業通商資源部提供〉

1-2 実用新案法施行規則の一部改正令

電子官報 (2020.7.1.)

産業通商資源部令第 380 号

実用新案法施行規則一部改正令を次のとおり公布する。

2020 年 7 月 1 日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則の一部改正令

実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

第 7 条に第 4 項を次のように新設する。

④第 2 項ただし書の規定にかかわらず、法第 28 条により準用される「特許法」第 99 条の 2 第 2 項により実用新案権の移転登録を受けた者が考案者を追加・削除又は訂正しようとする場合には、実用新案権者及び申請前・後の考案者全員が署名又は捺印した確認書類を添付しないことができる。

第 13 条の 5 の各号外の部分のうち、「令第 4 条の 2 第 4 号」を「令第 6 条の 2 第 1 項第 4 号にし、同条第 1 号から第 7 号までをそれぞれ第 2 号から第 8 号までにし、同条第 1 号を次のように新設する。

1. 配列を含む実用新案登録出願の場合、第 4 条第 1 項による配列目録又は配列目録電子ファイル（同項ただし書により、配列目録を特許庁長が定める方法に従って配列目録電子ファイル形式で明細書に記す場合は除く。）を出願審査請求日から 8 ヶ月になる日まで提出しない場合には、その 8 ヶ月になる日の翌日からその配列目録又は配列目録電子ファイルを提出した日までの期間

別紙第 1 号書式の裏面の記載要領第 9 号ロ目のうち、「書きます。優先権証明書類の電子的送達のために世界知的所有権機関の電子的アクセスサービス（DAS、Digital Access Service）を利用していない場合には、【アクセスコード】欄に『無し』と書きます。」を

「書きます」にする。

附 則

第1条（施行日）この規則は、公布日から施行する。但し、第13条の5の改正規定は、2020年7月14日から施行する。

第2条（出願人による遅延期間に関する適用例）第13条の5第1号の改正規定は、附則第1条のただし書による施行日以後、実用新案登録出願された実用新案権に対し、法第22条の2に基づいて存続期間を延長する場合から適用する。

<改正理由及び主要内容>

実用新案登録を受けることができる権利を有する者が無権利者から実用新案権の移転を受けた場合などには、考案者の追加・訂正申請の際、実用新案権者等が署名及び捺印した確認書類の提出を省略することができるようにし、正当な権利者の保護を強化する一方、実用新案権の登録遅延による実用新案権存続期間の延長から除外される期間と関連し、核酸の塩基配列等を含む実用新案登録出願の場合、配列目録等を審査請求日から8ヶ月になる日まで提出していない場合には、その8ヶ月になる日の翌日から配列目録等を提出した日までの期間を、実用新案権存続期間の延長から除外される期間として追加し、出願人の審査遅延防止のための努力を誘導するなど、現行制度の運営上表れた一部の不備点を改善・補完するためものである。〈産業通商資源部提供〉

1-3 デザイン保護法の一部改正法律（案）

議員立法（2020.7.3.）

デザイン保護法の一部改正法律案

（パク・ボムゲ議員代表の発議）

議案番号：1418

提案日：2020年7月3日

提案者：パク・ボムゲ議員外13人

提案理由

知的財産権は、建物など不動産のような有体物とは異なり、形態のない無体財産権であ

るため、権利を侵害された際に、その価値を評価して適正な損害賠償を受けることが難しい。例えば、特定の建物に対する価値は公示地価、実際の取引価額など様々な評価指標などにより、侵害による損害を算定することが容易である反面、デザイン権の場合は、そのデザインが持つ経済的価値はデザイン権者の創作的な努力と消費者の評価によって決定されるため、その権利を侵害された場合、その損傷された価値に対する評価を受けることが難しい。

デザイン権者が相当な投資と努力を通じて創作されたデザインを保護することは、創作の奨励を通じて消費者の利用便宜と産業の発展を図る事にその目的がある。このように他人が創作したデザインを故意的に侵害して利益を得る行為は、創作者の創作意思を挫折させることであり、消費者の便宜低下はもちろんのこと、産業発展にも逆行する行為であるため、これを厳正に根絶する必要がある。

そこで、本改正法が施行された以降に侵害が発生した場合、他人の登録されたデザインを故意的に侵害した者に対し、その侵害により損害額として認められた金額の3倍以内で賠償額を賦課できるようにしてデザイン権者の効果的な権利救済を図るとともに、現行の損害額の算定方式の一つである通常的に受けることができる金額は市場の基準より低く算定され、適正な損害額が算定されていないという指摘があり、これを合理的に受けることができる金額に基準を変更し、損害額を市場の現実に合わせて算定できるように改善するものである。

主要内容

イ. デザイン権侵害に対する損害額の算定方式のうち、使用料の算定基準を「通常的に受けることができる金額」から「合理的に受けることができる金額」に変更する（法律案第53条第2項、第115条第4項）。

ロ. 故意的にデザイン権者又は専用実施権者の権利を侵害した者に損害として認められた金額の3倍以内において賠償額を定めるようにした（法律案第115条第7項及び第8項新設）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第53条第2項のうち、「通常的に」を「合理的」にする。

第115条第4項のうち、「通常的に」を「合理的に」にし、同条第7項及び第8項をそれぞれ次のように新設する。

⑦法院は、他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した行為が、故意的なものであると認められる場合には、第1項から第6項までの規定に基づいて損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。

⑧第7項に基づき賠償額を判断する際には、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為した者の優越的な地位の有無
2. 故意又は損害発生のおそれの認識した程度
3. 侵害行為によりデザイン権者および専用実施権者が受ける被害規模
4. 侵害行為により侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数等
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状況
8. 侵害行為をした者の被害に対する救済努力の程度

附 則

第1条(施行日)この法律は、公布した日から施行する。

第2条(デザイン権又は専用実施権の侵害訴訟に関する適用例)第115条第7項及び第8項の改正規定は、この法律施行後に発生した違反行為から適用する。

1-4 商標法一部改正法律(案)

議員立法(2020.7.3.)

商標法一部改正法律案

議案番号：1417

提案日：2020年7月3日

提案者：パク・ボムゲ議員外13人

提案理由

知的財産権は、建物など不動産のような有体物とは異なり、形態のない無体財産権であるため、権利を侵害された際に、その価値を評価して適正な損害賠償を受けることが難しい。例えば、特定の建物に対する価値は公示地価、実際の取引価額など様々な評価指標などにより、侵害による損害を算定することが容易である反面、商標権の場合、その

商標が持つ経済的価値は商標権者の信用に比例するため、商標権が侵害された場合、その損傷された価値に対する評価を受けることが難しい。

商標権者が相当な投資と努力を通じて構築した信頼を強く保護することは、単に商標権者に限って利益になるものではなく、その商標を信頼して製品を購入した需要者にも利益になるものである。このように商標は製品の出所を表す機能、広告宣伝機能及び製品の品質を保証する機能も同時に持っている。特に最近では、消費者の消費に対する見識が広がったことを受けて品質保証機能が大きく注目を集めている。

従って、需要者の製品選択権等の利益を保障するためには商標権者の商標と同一か、もしくは類似な商標を使用して消費者を混乱させる行為を根絶する必要がある。

そこで、本改正法が施行された以降に侵害が発生した場合、その登録された商標と同一・類似な商標を故意的に侵害したに対し、その侵害により損害額として認められた金額の3倍以内で賠償額を賦課できるようにして商標権者の効果的な権利救済を図ろうとするものである。

又、2011年に導入された法定損害賠償の最高限度である、5,000万ウォンを国内の商品取引市場の拡大、物価上昇要因等を考慮し、本改正法が施行されて以来、商標権を侵害した者に対して損害額として認められる最大金額を1億ウォンへと引上げ、故意的な場合には最大3億ウォン以内で賠償できるように制度を整備する。

一方、現在の損害額の選定方式の一つである通常的に受けられる金額が、市場の基準より低く算定されているため、適正な損害額の算定が行われないう指摘があり、これを合理的に受けられる金額へと基準を変更し、損害額を市場の現実に即して算定できるように改善しようとするものである。

主要内容

- イ. 商標権侵害に対する損害額の算定方式のうち、使用料の算定基準を「通常受けることができる金額」から「合理的に受けることができる金額」に変更する（案第110条第4項）
- ロ. 故意的に商標権者又は専用使用権者の登録商標と同一・類似な商標をその指定商品と同一・類似した商品に使用し、商標権又は専用使用権を侵害した者にその損害として認められた金額の3倍以内で賠償額を法院が定めることができるようにする（案第110条第7項及び第8項新設）
- ハ. 法定損害賠償額の最高限度を5,000万ウォンから1億ウォン（故意的に侵害した場合には3億ウォン）に引き上げる（案第111条）

商標法一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第110条第4項のうち、「通常」を「合理的に」にし、同条に第7項及び第8項を、それぞれ次のように新設する。

⑦ 法院は故意的に商標権者又は専用使用権者の登録商標と同一・類似な商標をその指定商品と同一・類似した商品に使用し、商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、第109条にも関わらず、第1項から第6項までの規定により損害として認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。

⑧ 第7項による賠償額を判断する際には次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為した者の優越的な地位の有無
2. 故意又は損害発生の憂慮を認識した程度
3. 侵害行為により商標権者及び専用使用権者が受ける被害規模
4. 侵害行為により侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数等
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状況
8. 侵害行為をした者の被害に対する救済努力の程度

第111条第1項の前段のうち、「5,000万ウォン」を「1億ウォン（故意的に侵害した場合には3億ウォン）」とする。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布した日から施行する。

第2条（商標権又は専用使用権の侵害訴訟に関する適用例） 第110条第7項及び第8項、第111条の改正規定は、この法律施行後に発生した違反行為から適用する。

特許法一部改正法律案

議案番号：1476

提案日：2020年7月6日

提案者：イ・ジャンソブ議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許権又は専用実施権侵害罪について、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処するが、被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない親告罪と規定している。

最近特許庁は、特別司法警察官の職務範囲を商標権侵害罪から特許侵害罪まで拡大し、技術の保護のための努力をしているが、特許権侵害罪は親告罪に該当し、被害者が告訴をしないか、又は告訴期間が6ヶ月に制限されており、実効性のある手段になっていないという指摘が提起されている。

よって親告罪で規定された特許権又は専用実施権の侵害犯罪を被害者が起訴を望まないという意思を確実に表明した場合にのみ、起訴をしない反意思不罰罪に変更しようとするものである（案第225条第2項）。

法律第 号

特許法一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第225条第2項の中で、「告訴がなければ」を「被害者の明示的な意思に反して」とする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布した日から施行する。

第2条（公訴提起に関する適用例）第225条第2項の改正規定は、この法律施行後に犯した犯罪から適用する。

新旧条文対照表

現行	改正（案）
第225条（侵害罪）①（省略）	第225条（侵害罪）①（現行と同じ）
②第1項の罪は、 <u>告訴がなければ公訴を提起することができない</u> 。	②----- <u>被害者の明示的な意思に反して</u> -----。

1-6 治療目的の向精神薬も特許権の存続期間延長が可能となる

韓国特許庁（2020.7.13.）

特許法・実用新案法施行令の一部改正令を7月14日から施行

韓国特許庁は、特許権の存続期間の延長対象に食品医薬品安全処（以下、食薬処）から品目許可を受けた麻薬類医薬品を追加するなど、特許権および実用新案権の存続期間の延長制度を改善し、7月14日から施行すると発表した。

特許が登録されている場合、その特許権の存続期間は、原則として特許出願日から20年までであり、その後は、特許権が消滅し誰もが自由に実施することができるようになる。

しかし、医薬品や農薬を製造・販売するためには、食薬処または農村振興庁で別途の品目許可・登録手続きを行わなければならないため、関連特許を受けても許可・登録のために待機する期間の間には、その特許技術を使用することができなく、相対的に特許を実施できる期間が短縮されるという短所がある。

したがって、特許庁では5年の範囲内で品目許可や登録にかかった期間だけ特許権の存続期間を延長する制度を運営しており、これまでの対象は、「薬事法」に基づいて食薬処で品目許可を受けた医薬品と「農薬管理法」に基づいて、農村振興庁に登録された農薬・原料に定められていた。

しかし麻薬性鎮痛薬などの医薬品は、製造・販売の際「麻薬類管理に関する法律」に基づいて、食薬処で品目許可を受けるようにしているにもかかわらず、このような特許権の存続期間の延長対象に含まれておらず、制度的な公平性に反するという意見が多かった。

そのため特許庁は、麻薬類医薬品の品目許可に時間がかかった場合にも、特許権の存続期間を延長できるように特許法施行令を改正し、改正規定は、2020年7月14日以降に特許権の存続期間の延長登録出願をする件から適用される。

一方、今回の特許法・実用新案法施行令の改正には、特許庁の審査遅延により特許権・実用新案権の存続期間を延長する場合、延長から除外する期間の細部基準を調整する内容、他国と合意された微生物寄託機関を認定する内容も含まれている。

特許権または実用新案権の設定登録が基準日（特許出願日から4年または審査請求日から3年のいずれか遅い日）より遅れた場合には、超過した期間だけ特許権・実用新案権の存続期間を延長することができるが、審査過程で、出願人により遅延された期間がある場合は、その期間は、存続期間の延長期間から除外される。

この制度は、特許審査が過度に遅れる場合、特許登録が遅れて特許権の存続期間が短縮される期間を補償するためのものであり、米韓自由貿易協定（FTA）に基づいて2012年に導入され、出願人による遅延期間の種類は、各国の特許制度に合わせて国内法に規定している。

韓国は出願人により審査が遅延した49のケースを法令として規定しているが、出願人が審査に必要な書類を提出しなかったため審査が遅延された期間など、出願人により遅延された期間の一部が規定から欠落していて、その期間を特許権の存続期間の延長期間から除外できないという問題があった。

それを受け特許庁は、存続期間の延長制度の趣旨に合わせ、該当規定に入っていなかった期間を補充することで、出願人が十分努力をしたにもかかわらず、審査が遅延した期間だけ特許権・実用新案権の存続期間を延長できるように改善した。

また、外国に微生物に関する特許を出願する場合、外国との協約などを通じて指定された寄託機関に微生物を寄託できるようにするために、韓国で認定する微生物寄託機関の種類を追加した。

従来は外国に微生物特許を出願するためには、国際条約（※）に加入された国の場合には韓国国内にある国際寄託機関（IDA）（※※）に微生物を寄託したが、条約に加入していない国には、微生物を直接寄託しなければならなかった。

※「特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約」(1980年8月発酵)
 ※※ブダペスト条約に基づいて、韓国政府の保証により国際寄託機関 (International Depository Authority) としての地位を取得した機関 (韓国生命工学研究院の微生物資源センター (KCTC)、韓国微生物保存センター (KCCM)、韓国細胞株研究財団 (KCLRF)、農村振興庁農業遺伝資源センター (KACC) の4カ所)

このような過程で、海外に微生物を輸送して寄託するコストがかかるため、韓国企業の立場では、台湾、タイなどの国際条約に加入していない国に微生物の特許を出願することに負担があったが、これから国家間の協約に基づいて、韓国に指定される寄託機関を利用するようになれば、該当国に特許出願をする場合、相当なコスト削減の効果があると期待される。

〈主要国の微生物寄託機関の寄託費用〉

(単位：万ウォン)

	韓国	米国	日本	中国	ドイツ	台湾	タイ
寄託費用	80～90	290	190	50	110～185	145～200	120

特許庁の特許審査企画局長は、「今回の特許法・実用新案法施行令の改正により、麻薬性鎮痛薬など治療のためのいくつかの医薬品が特許存続期間の延長を受けられなかった問題を解消し、海外に微生物の特許を出願しようとする出願人がより便利で安全に微生物を寄託するようになるため、関連産業に役立つものと期待している」と述べた。

関係機関の動き

2-1 特許庁、非対面サービスに向けた顧客情報の現行化を推進

韓国特許庁 (2020.7.1.)

携帯電話番号を登録して、非対面サービスを受けましょう

韓国特許庁は、新型コロナウイルスの長期化により、非対面行政サービスを拡大するための事前準備として顧客情報の現行化 (データを有効に使えるよう、過去のデータを更新すること) を推進すると発表した。

7月1日から、特許路ウェブサイトに登録した携帯電話番号を変更する特許顧客に1万ウォン相当の知的財産ポイントを支給する計画である。ポイントで、特許手数料を納付することができる。

特許庁は、現行化された顧客情報を利用して、特許出願から登録、審判にわたる手続きのうち、「書類提出期限ご案内」など、モバイル通知サービスを大幅に拡大して提供する予定である。また、2021年からは、特許・デザインなどの知的財産の全分野においてモバイル出願が可能となり、モバイル簡単認証を通じて証明書類をオンラインで提出できるようにする計画である。

顧客情報の変更は、特許路（www.patent.go.kr）にアクセスし、「MY 特許路>特許顧客情報管理>特許顧客情報」で、行うことができる。

特許庁の情報顧客支援局長は、「携帯電話番号を登録しておらず、携帯メールやメッセージで手数料や書類提出の案内を受けられない特許顧客が多い」とし、「全ての顧客が非対面サービスのメリットを得られるよう、顧客情報の現行化に積極的に参加してほしい」と述べた。

2-2 特許庁と城南市、知的財産におけるエコシステムの活性化および競争力強化に向けたMOUを締結

韓国特許庁（2020.7.1.）

韓国城南市の企業、知的財産（IP）で翼を広げる！

韓国特許庁は城南市と7月2日（木曜）の午後2時、城南市役所で城南市企業の知的財産競争力の強化および知的財産におけるエコシステムの活性化に向けた業務協約（MOU）を締結すると発表した。

城南市は、「板橋テクノバレー」に代表される、イノベーション技術基盤のスタートアップおよび中小企業を中心地であるだけでなく、京畿道内の31の自治体のうち、最も多い商標出願件数と二番目に多い特許出願件数（※）を記録するほど、知的財産への関心が非常に高い都市である。

※2019年度基準（暫定）：知的財産の出願順位は、京畿道の31の市・郡の中で特許は2位、商標は1位

※※京畿道の特許件数は 49,685 件、商標件数は 47,689 件/城南市の特許件数は 7,172 件、商標件数は 7,577 件

今回の業務協約を通じて、特許庁は城南市所在の企業に特化した知的財産創出支援サービスを提供することにし、城南市も特許庁の支援予算に合わせて市の予算（※）を投入し、知的財産分野の支援を拡大することにした。

※計 4 億 5,000 万ウォン支援（2020 年）：IP ナレ（翼）プログラム 3 億ウォン（特許庁 1 億 5,000 万ウォン+城南市 1 億 5,000 万ウォン）、スタートアップの知的財産バウチャー 1 億 5,000 万ウォン（特許庁 1 億 5,000 万ウォン）

特に城南市は、特許銀行（※）など地域の知的財産インフラを活用して知的財産政策のテストベッドの役割を担うこととし、特許庁は城南市の企業に知的財産の技術・経営コンサルティングおよびバウチャー（IP 権利化、技術価値評価）などの知的財産サービスを提供することにした。

※城南特許銀行：基礎自治体で初めて設立（2017 年）した知的財産専担機構（2019 年予算 4 億 3,000 万ウォン、2020 年予算 5 億ウォン）

それ以外にも城南市企業の知的財産権を保護し、優秀なスタートアップの投資誘致支援などのためにも協力することにした。

また、オンラインでの非対面方式で「第 1 回城南知的財産スタートアップロードデー」も開催し、城南地域のイノベーション特許を保有しているスタートアップに事業化資金を造成するための投資誘致機会も提供する。

本行事は、城南市と特許庁が共同で発掘した創業企業 5 社（※）と約 20 名の投資家が参加する予定であり、下半期に 1 回の追加開催を含めて定期的に推進する計画である。

※CRESCOM、BAYBIOTECH、Next-K、Mobilio、TERAON

特許庁長は、業務協約を締結した後、城南産業振興院に入居している新型コロナウイルス関連企業（※）を訪問し、企業の知的財産に関する隘路事項を聴取し、特許庁レベルの支援策を議論する予定である。

※Seers Technology：遠隔患者診療ソリューションおよびウェアラブル医療機器メーカー（2009 年に設立、登録特許 11 件、売上高 30 億ウォン、従業員約 20 人）

特許庁長は、「イノベーションは、知的財産権に支えられているとき、初めて完成されるということから、イノベーション企業を中心地である城南市との今回の業務協約は、非常に有意義である」とし、「今後も城南市の企業が知的財産で武装し、ポストコロナ時代の収益を創出するリーダーになるよう、最大限支援していく」と述べた。

2-3 知的財産に投資する時代が開かれる

韓国特許庁 (2020.7.2.)

韓国特許庁、「知的財産金融投資の活性化推進戦略」を発表
2024年まで知的財産投資市場を1兆3,000億ウォン台に育てる計画

▶ 大学、公共研究機関の特許収益化にかかる投資事例

国内A研究所は2017年12月に特許の海外収益化のために機関投資家から18億ウォンの投資を誘致した。A研究所はWi-Fi、LTEなど通信分野の標準特許プールを基盤に、海外において多国籍の通信企業らとロイヤルティ交渉を行って収益を得て、機関投資家らに1年8ヵ月過ぎた2019年8月に投資金の3倍である54億ウォンの収益を配分した。該当事例は国内の研究機関が開発した特許を基盤に、海外において収益化して投資家に収益を与え、巨額の外貨を獲得して知的財産権貿易収支の改善にも寄与したという点で意味がある。

▶ スタートアップ企業の事業化投資事例

植物別のカスタマイズ光源装置の特許技術を保有していたが、資金不足により事業化が難航していた創業2年目のスタートアップB社は、2018年12月に保有の特許技術に対する価値評価を基に10億ウォンの機関投資を成し遂げ事業化資金を確保した。その後既存のスマートファーム技術の限界を克服した成果を認めもらったB社は、2020年1月に米国CES(消費者家電展示会)に招聘されイノベーション賞を受賞した。その後バイヤーからの問い合わせが殺到し、海外市場へ進出することになった。

韓国特許庁は2020年7月2日に国務総理主催の第109回国政懸案点検調停会議において「知的財産(IP)金融投資(※)活性化推進計画」を発表した。

※知的財産金融投資:特許権など知的財産そのものに直接投資してロイヤルティ、売買、訴訟などにより収益を追求する投資形態

今回の推進戦略は新型コロナウイルス事態により苦戦している韓国経済に知的財産金融投資という新たな投資方式を提示することにより、イノベーション企業の創業と成長を支援するなど、韓国経済に新しい活力を吹き込むために計画された。

知的財産権はイノベーションの集約体そのものとしての価値を持ち、米国など先進国では有望な投資対象として活用されているが、韓国ではまだ知的財産投資市場がまともに形成されてなく、投資対象という認識も低い実情である。

これを受けて政府は国内知的財産金融投資市場を活性化するために金融委員会などの関連部処合同で4大戦略と14の細部課題を発表した。

推進戦略の主な内容は次のとおりである。

1. 知的財産投資市場に良質の知的財産権を供給する。

特許審査官が推薦するほか、政府の知的財産支援事業を通じて投資有望特許に関する情報を民間に提供する。

大学と研究所の収益化を中心に特許経営を奨励するために特許設計を支援し、特許品質経営優秀機関を選定する。

大学と研究所が国内または海外において出願・維持を放棄した特許を発明者に譲渡して潜在性のある特許の死蔵を防ぎ、法人でないファンドも特許権などを直接所有できるように許容するなど、特許収益化に関する法制度を改善する。

海外出願のためのファンドを拡大するなど、中小企業などの海外権利の確保支援を拡大して知的財産の収益性を高める。

2. 投資家の性向に合う多様な知的財産投資商品を販売する。

政策資金(マザーファンド特許勘定及び文化勘定)を活用して、知的財産そのものに対し投資する専用ファンド(2020年の特許勘定は400億ウォン、文化勘定は260億ウォン)を新設し、安定的な特許ロイヤルティのキャッシュフローに基盤した「安定型ファンド」と未来の技術移転・訴訟の期待収益に基盤した「収益型ファンド」など投資家の性向に合う多様な民間知的財産投資ファンドが組成されるよう支援する。

一般の個人投資家が直接知的財産に投資できるクラウドファンディング（※）型の知的財産投資商品を発売し、知的財産権の流動化（※※）投資商品をモデル事業として推進する。

※資金需要者がオンラインプラットフォームを通じて多数の大衆（クラウド）から資金を集める方式

※※取引し難い資産を証券に転換した後に取引して現金を確保する方式

3. 投資商品への資本流入を誘導する。

知的財産金融投資を奨励するためにベンチャー投資の税制優遇を知的財産投資にも適用（※）して個人投資家及び信託会社が保有した知的財産権の年次登録料の減免（※※）も推進する。

※（間接投資）ベンチャーファンドを通じた IP プロジェクト投資の際に 10%の所得控除、（直接投資）IP プロジェクトに個人が直接投資する場合、最大 100%まで所得控除が可能
※※個人投資家・信託会社保有の知的財産権の年次登録料を 50～70%減免

知的財産担保に対する質権設定手数料の体系を改善*して知的財産金融を施行する銀行の負担を軽くし、動産・売上高債権・知的財産権など企業の多様な資産を一括して担保に設定する一括担保制度を導入する。

4. 市場親和的な投資基盤及び底辺を構築する。

知的財産金融センター（電話：1544-1056）を設置し、国民が知的財産で資金を調達できる方法について総合相談を受けられるようにする。

知的財産の価値がまともに認められ、正当な費用を支払う経済システムが定着されるよう侵害訴訟損害賠償額を現実化（※）するなど投資親和的な知的財産保護環境を構築し、紛争調停制度の実効性を高め、中小企業などが経済的に大きな負担なしにライセンス交渉などの特許収益化ができる環境を造成する。

※（既存）特許権者の生産限度までのみ損害として認めて賠償 →（改善）既存+特許権者の生産限度超過分に対しては合理的なロイヤルティを徴収

金融研修院、ベンチャーキャピタル研修院、金融投資教育院と弁理士教育課程に知的財産金融課程を追加するなど、知的財産金融専門人材を養成し、国際知的財産仲介業者・投資企業らの韓国進出を誘導して知的財産金融関連の国際的ネットワークも構築する。

政府は今回の計画を通じて今後5年間のIP金融投資規模を1兆3千億ウォン規模に成長させ、知的財産金融ビジネスという新産業を育成して、技術イノベーション型の2万個の職場を創出するなど経済のイノベーションを支援する計画である。

韓国特許庁長は、「知的財産は、新しいアイデアを持つ者であれば、公平な過程を経て誰もが獲得できる21世紀型の資産」とし、「今後、知的財産を保有した個人と企業が、もっと簡単に資金を融通し成功できるように特許庁は支援を惜しまない」と明らかにした。

一方、この日に発表した新型コロナウイルスの状況を鑑み、KTV ユーチューブライブを通じて非対面でブリフィングを行った。

参考1

「知的財産金融投資の活性化推進戦略」【要約】

1 推進背景

□ 新型コロナウイルスによる国内企業の流動性危機の増大及び外国系資本の国内核心企業・技術引受の試みなどによる技術流出の憂慮も増加

○物的担保が不足な技術基盤のイノベーション企業に対する資金支援及び投資活性化が至急

□ 韓国知的財産貿易収支は持続的な赤字水準*、特許など産業財産権収益化の活動拡大を通じた全体的な知的財産貿易収支の改善が必要

*知的財産権(産業財産権+著作権)貿易収支:(2017年)-16億9,000万ドル→(2018年)-6億1,000万ドル→(2019年)-8億ドル

産業財産権貿易収支:(2017年)-21億5,000万ドル→(2018年)-15億2,000万ドル→(2019年)-21億4,000万ドル

⇒ 知的財産を媒介に新規投資市場を形成し、個人と企業のイノベーションを誘導して韓国経済に「新しい活力」を提供する。

2 推進経過及び現況診断

□ 現政権発足後、政府は知財権を基盤に資金を融通する「知的財産金融活性化政策」を積極的に推進

*「動産金融の活性化推進戦略(2018年5月)」、「知的財産金融活性化総合対策(2018年12月)」、「イノベーション金融ビジョンの宣布式(2019年3月)」、「第2のベンチャーブーム拡散戦略(2019年3月)」など

□ 2019年に史上初の「知的財産金融1兆ウォン時代」の開幕、IP担保融資は前年比約5倍増加

*知的財産金融の全体規模：(2018年)7,632億ウォン → (2019年)1兆3,504億ウォンN(77%増加)

○ ただし、知的財産投資は未だ微弱なレベル、優秀IP保有企業の投資とともに、知的財産(IP)そのものに投資する市場の構築が必要

□ 韓国は、①年間22万件の特許出願(世界4位)と、②積極的なR&D投資*、③知的財産金融規模の急増勢など知的財産の投資に有利な環境を保有

*GDP対比研究開発費(OECD、2018年)：韓国(1位)、イスラエル(2位)、スイス(3位)

3 推進課題

ビジョン

知的財産金融投資活性化を通じた国家イノベーション成長の実現

目標

2020年～2024年、IP金融投資規模を1.3兆ウォン規模に成長
・IP投資規模：(2019年)343億ウォン → (2020年～2024年)1.3兆ウォン

課題

4大戦略の14分野における推進課題

1 投資市場に良質の知的財産権を供給

①投資価値のある有望 IP を選別して民間に提供

- 特許審査官の推薦又は政府支援事業を通じて投資有望特許の発掘
- 100 万国内登録特許のうち、投資有望特許を選別して民間に提供

②大学・研究所などで収益性の高い特許を創出できる基盤を構築

- 収益化の観点から特許創出を支援し、特許品質経営の優秀機関を選定するなど、大学・研究所の特許経営を奨励
 - 特許収益化のための法制度の改善*及び海外権利確保の支援を拡大
- *大学・研究所が国内外で出願・維持を放棄した特許を発明者に譲渡など

2 投資家性向に合う多様な知的財産投資商品の発売

①多様な形態の民間知的財産投資商品を造成

- 政策資金（マザーファンド）で IP そのものに投資する専用ファンドの組成
- *（2020 年）特許勘定 IP 専用ファンド 400 億ウォン、文化勘定コンテンツ IP ファンド 260 億ウォン
- 安定型/収益型など投資家性向別に多様な民間 IP 投資ファンドの組成
- *（安定型）ロイヤルティ収入を基盤、（収益型）将来の技術移転・訴訟期待収入を基盤

②一般個人投資家が投資できる知的財産投資商品を発売

- クラウドファンディング*型知的財産投資商品の発売及び多様化
- *資金需要者がオンラインプラットフォームを通じて多数の大衆（クラウド）から資金を集める方式
- 信託機関を通じた知的財産権の資産流動化*投資商品のモデル事業を推進
- *取引し難い資産を証券に転換した後に取引して現金を確保する方式

3 投資商品への資本流入を誘導

①知的財産投資家に有利な税制及び特許手数料体系を構築

- ベンチャー投資の税制優遇（所得控除 10%~100%）を知的財産投資にも適用
- 個人投資家・信託会社保有知的財産権の年次登録料を減免（50%~70%）

②知的財産担保・保証融資の活性化

- IP 担保融資の際の銀行負担を減らすために質権設定の手数料を改善

*質権設定手数料：(現在) 1 件当たり 84,000 ウォン、(改善) オンライン 0 ウォン、
書面 50%値下げ

○一括担保制度の導入 (動産、債券、知的財産権を一括で担保権設定が可能)

○AI 基盤評価システムを連携して迅速・低費用の IP 保証及びコンテンツ IP 保証な
どを導入

4 投資親和的インフラ及び底辺を構築

①IP 金融の全周期に渡る相談・支援のための知的財産金融センター (電話：1544-1056)
を運営

②侵害訴訟損害賠償額の現実化など公正で正当な知的財産保護環境の構築

③金融人向け IP 教育など IP 金融専門人材の養成及び国際的な活動を強化

3 期待効果

□ 知的財産金融規模：(2019 年) 1.3 兆ウォン → (2024 年) 6 兆ウォン台

□ 知的財産権貿易収支：(2019 年) -8.0 億ドル → (2024 年) 黒字に転換

□ 2024 年までの 5 年間、19,800 の職場を創出

参考 2

知的財産金融投資商品の事例

▶ 標準特許プール実施料を活用した IP 流動化ファンド

○特許権者が標準特許を特許管理専門会社
(標準特許プール) に信託

○標準特許プールが実施企業を発掘し安定的
なロイヤルティキャッシュフローの確保

○IP ファンドが特許権者の代わりにロイヤ
ルティを受領する条件で特許権者と投資契
約を締結

○IP ファンドの発売、民間投資家の募集

*興国証券で上記モデルとして 114 億ウォン
規模の IP 流動化ファンドを組成し販売完
了 (2019 年 4 月)



▶ 訴訟収益基盤の IP 投資商品

- 特許管理専門会社が中小企業保有の特許を購入（2015年）
- 特許実査を通じて海外実施企業を分析した後に実施契約を要求
- 実施契約拒絶企業を対象に IP 訴訟プロジェクトを企画、外部投資を誘致
- 訴訟を勝訴、損害賠償金の確保

*インテレクトチュアルディスカバリーが国内中小企業の特許を3億ウォンで購入して損害賠償金750ドルの評決を確保（2020年3月）



2-4 「知的財産権基盤の産業政策の策定のための官民政策協議会」を開催

韓国特許庁（2020.7.6.）

特許庁 - 産業通商資源部、知的財産基盤の産業政策推進のために手を組む

韓国特許庁は、産業通商資源部（以下、産業部）と共に、7月6日（月曜）午後3時に韓国知識財産センター（ソウル市江南区）の大会議室で、知的財産政策と産業政策の連携強化策を模索する「知的財産権基盤の産業政策の策定のための官民政策協議会」を開催した。

当日の会議は、日本による輸出規制が1年過ぎた時点を迎え、素材・部品・設備の分野での特許情報を活用した技術開発の成果を確認し、優秀な知的財産を基盤として成長しているさまざまな企業との意見交換を通じて、知的財産を基盤とした産業政策のイノベーション方を議論するために開催された。

特許庁は、2019年の日本による輸出規制と技術覇権の競争に対応し、「知的財産基盤の技術自立および産業競争力強化策」を講じ、特許ビッグデータの分析の上、特許の壁への対応戦略およびR&D方向を提示するなど、素材・部品・設備の競争力強化のために産業部と共に努めてきた。

特許庁と産業部の協業により、20 大品目など、素材・部品・設備の主要品目に対し、主要特許 72 件を創出し、中小企業の特許分析への支援を通じて、R&D 期間を平均 6 ヶ月短縮させる成果もあった。

特許庁は、今後、産業部と共に、知的財産を基盤とした産業政策推進の相乗効果を拡大すべく、①産業知能化、②IP-R&D、③技術金融、④海外進出などの分野において協力を強化していく予定である。

- ① (産業知能化) データ・AI (人工知能) を産業に適用して高付加価値化する「産業知能化」を進めるためには、特許のような公共データ (※) の開放・共有が重要な状況であり、特許ビッグデータを活用し、先導的なデータ活用事例を作っていく予定である。

※公共データ：「特許、標準、認証、R&D、エネルギー」など、公共保有データ

-特許庁は、2020 年 6 月に開所した「特許ビッグデータセンター」を活用し、2019 年の半導体、次世代電池など、5 つの業種に特許分析を行ったことに加え、2020 年には未来型自動車、ドローンなど、新たな 5 つの業種に対する特許分析を行う予定である。また、産業部がこれを政策樹立に積極的に活用する流れとなる。

※特許ビッグデータ分析：(2019 年) 半導体、ディスプレイ、水素産業、次世代電池、
バイオヘルス
(2020 年) 未来型自動車、ドローン、AI、再生可能エネルギー、IoT 家電

- ② (IP-R&D) これまでは、専門家の直観と経験を基に R&D を企画してきたが、今後は、特許データを基盤として産業技術 R&D 方向の設定を行っていく予定である。

-このために、2019 年から素材・部品・設備分野に本格的に適用 (産業部の約 300 の課題) し始めた IP-R&D を他分野まで拡大し、特にデジタルニューディール、グリーンニューディールなどの主要分野に対して IP-R&D を適用する。

※IP-R&D：技術開発の初期段階で特許を分析し、最適の開発方向を設定、産業部は IP-R&D を素材・部品・設備分野などの約 300 の課題に適用、全部処のなかで最大規模

- ③ (知的財産金融) 優秀 IP を保有した中小企業を発掘し、企業が保有した特許を担保とし、金融支援を提供できるよう、特許庁と産業部が共に価値評価費用を支援 (90 億ウォン) し、技術取引情報共有 (IP-Market (特許庁)、NTB(産業部)) などを拡大する予定である。

- ④ (海外進出) 産業部が新南方国家と共同 R&D を遂行するなど、技術協力を強化するために設置する予定である「韓-ASEAN (※) 産業技術革新機構」と連携し、特許庁の優秀な特許システムも併せて普及 (※※) できるよう、協力を具体化していく予定である。

※ASEAN (東南アジア諸国連合) : フィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシア、タイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア、ブルネイの 10 カ国で構成された東南アジアの国際機構

※※韓国特許庁は、世界 20 カ国の国際調査を代行しており、アラブ首長国連邦 (UAE) とサウジアラビアに知財権専門家を派遣し、審査を代行するなど、優秀な特許システムを保有

-これと共に、最近、国際的に活気づいている K-ブランドを保護すべく、特許庁と産業部、KOTRA (大韓貿易投資振興公社) の協力も強化する。

※ブランド侵害などに対する取り締まりを支援する「海外知識財産センター(特許庁)」を中東、中南米などの新興国に拡大する予定、KOTRA で海外進出予定企業発掘および知財権教育などを実施

特許庁長は「第四次産業革命が一層加速化するポストコロナ時代を先導するためには、革新的な知的財産の早期確保を基盤とした超格差戦略が必要となる」としつつ、「特許庁と産業部、そして韓国企業が力を合わせて、イノベーションの DNA を発現させるのであれば、現在の危機をイノベーション成長の機会へと変えることができる」と述べた。

2-5 PCT 国際特許出願活性化に向けて情報システム機能の拡大

韓国特許庁 (2020.7.6.)

特許庁-WIPO、知能情報サービスの強化に向けて共同協力する

韓国特許庁は世界知的所有権機関 (WIPO) との実務協約を通じて、PCT 出願顧客の利便性および特許行政の効率性を向上するために、知能情報サービス部門において 3 つの協力課題を共同で遂行すると明らかにした。

両機関は、「PCT ウェブ出願サービスの高度化」、「電子文書の標準化および電子的交換の拡大」、「AI 機械翻訳の品質向上」に区分された課題を今後 2 年間で相互協力し、推進することにした。

主な内容は、ウェブ基盤の国際特許出願システム(ePCT)機能を拡大し、韓国国内の出願人が電子認証書なしで国際出願書類および中間書類を提出できるようにし、また、国際出願書の提出を完了しても同じ日であれば該当の出願内容を自由に修正して再提出できるようにする。

両機関間の電算システムの連携もさらに強化される計画である。PCT 審査通知書など XML 形式の電子文書を標準化し、従前の書類による送付やファックスで受信していた方式から自動のオンライン電子交換に代わる。

また、国際公開言語である韓国語による国際出願を英語に翻訳する際の AI 機械翻訳の正確度を高めるために、学習データ（教師データ）を交換して翻訳の品質評価に対する共通基準を設ける予定である。

韓国特許庁の情報顧客支援局長は、「今回の実務協約により PCT 国際特許出願人のためのサービスレベルを高めることができた」とし、「今後も WIPO との協力を強化し、両機関の情報システムの連携と知能情報技術の交流をさらに拡大して行きたい」と述べた。

2-6 特許庁、産・学・研共同で知的財産バリューアップキャンペーンを推進

韓国特許庁（2020.7.10.）

特許出願の品質 UP、知的財産サービスの活性化により産業競争力を向上する

政府と産・学・研が心を一つにして、特許出願・登録などにおける知的財産サービスの品質向上に向けた知的財産バリューアップキャンペーンに取り組む。

特許庁・科学技術出捐機関長協議会・全国大学産学協力団長・研究処長協議会・大韓弁理士会・中小企業中央会・韓国知識財産協会・韓国知識財産サービス協会・韓国特許戦略開発院は、7月10日（金曜）午後2時に特許庁ソウル事務所で知的財産バリューアップキャンペーンの成功に向けた「知識財産サービス革新委員会」の開催および業務協約を締結する。

知的財産サービス業は、企業などの R&D の主体が中核技術を知的財産として確保するために、特許調査・分析および特許出願・登録などのサービスを提供する。

しかし、韓国の知的財産サービス市場は、低品質・薄利多売方式の受注が固着化（※）しており、サービス品質が主要国に比べて低い（※※）状況である。

※特許出願 1 件当たりの代理人費用：(米) 891 万ウォン、(日) 331 万ウォン、(韓) 150 万ウォン (2019、弁理士会)

※※ (特許品質レベル) 欧州>日本>米国>韓国>中国 (2018、英国 IAM マガジン)

また、権利が縮小された有名無実な特許が量産 (※) されるか、または特許無効訴訟などの紛争リスクが増加し、韓国の産業競争力にも悪影響を及ぼしている。

※2014～2016 年に終結した件のうち、一つ請求項が 1 ページ以上の登録特許：約 14%

[参考]不良特許による経済的損失

☞米国の場合、技術イノベーションの低下により 23 兆ウォン、無駄な行政・訴訟費用で 5 兆ウォン

など年間計 28 兆ウォンの経済的損失が発生

→韓国は経済規模と無効率を考慮して年間約 2 兆ウォンの損失であると推定

(根拠資料：Yale Journal of Law&Tech、2010)

したがって、韓国の産業競争力を強化するためには、簡単に無効化されない高品質の知的財産を創出するエコシステムを築く必要がある。

そのため、「知的財産サービス革新委員会 (※)」が力を合わせて知的財産サービスの専門性を高めるなど、知的財産エコシステムのイノベーションに向けて知的財産バリューアップキャンペーンに取り組むことにした。

※知的財産エコシステムにおいて重要な役割を果たす政府、知的財産サービス業界、弁理士、大学・公共研究機関、産業界で構成された知的財産エコシステムのイノベーションに向けた主要方策を議論し、推進する官民合同協議体

まず、特許庁が率先して、政府のサービス利用単価の引き上げ (※) など、「知的財産サービスの適正価格」をリードし、知財サービス産業の競争力を強化するために、特許ビッグデータを活用したビジネスモデル開発 (※) 事業を 2020 年から支援する。(10 課題)

※国有特許の主要な機関の代理人費用引き上げ (2019 年比 30%)

〈知的財産サービスのビジネスモデル設計（例）〉

◇（収益モデル）特許ビッグデータを活用した年金管理システムを通じて、企業の年金未納を防止し、今後の年度別の年金（予測）情報を提供し、特許管理業務を軽減



また、産・学・研が自ら「知的財産サービスの適正価格」を推進できるよう、知的財産ポイント（※）のようなインセンティブ提供とともに、知的財産サービスの費用に対する税額控除の導入など知的財産サービスの活性化に向けた方策（※※）も積極的に推進する予定である。

※特許庁に納付する手数料（年金など）の代わりに現金のように使えるポイント

※※特許出願・登録および IP-R&D 費用税額控除、知的財産専用投資ファンドの造成など

「知識財産サービス革新委員会」に参加した各機関も知的財産エコシステムのイノベーションのために協力することにした。

科学技術出捐機関長協議会、全国大学産学協力団長・研究処長協議会は、大学・公共研が適正なサービス費用を支給するように積極的に誘導する。

中小企業中央会、韓国知識財産協会は、協会会員社と知的財産業界間の交流を活性化して知的財産に対する認識を高める。

大韓弁理士会、韓国知識財産サービス協会は、弁理士などの知的財産サービス担当者の専門性を高め、サービス品質の向上に努める。

韓国特許戦略開発院は、特許庁とともに高品質の特許創出のための知的財産エコシステムのイノベーションに注力する。

特許庁長は、「権利者の生産能力を超える損害も補償を受けることができるようにする特許法改正案が 2020 年末から本格的に施行され、知的財産に市中の資金が供給されるようになるための『知的財産金融投資の活性化推進戦略』を、最近の国政懸案点検調整会議に上程・発表するなど、知的財産エコシステムの活性化に向けた礎を整えた」とし、「これらの政策が定着されれば、知的財産の価値が上昇し、市場で適正な価格を受けることができる」と期待されるなど、知的財産の重要性が浮上することにより、それと連携した知的財産サービス産業も重要になるはずである」と述べた。

さらに、「特許庁は知的財産が韓国産業の強固な足場になるよう、知的財産エコシステムのイノベーションに乗り出し、知的財産バリューアップキャンペーンは、単純な呼びかけにとどまらず、韓国の産業競争力を向上する礎になることを希望している」とコメントした。

2-7 特許審判院、審判部の全面改編

韓国特許庁 (2020. 7. 13.)

審判の公正性・独立性・審理充実性の向上を期待

韓国特許庁の特許審判院は、特許審判の公正性・独立性・審理充実性を高めるために、現行 11 の審判部を 7 月 14 日から 36 の体系に全面改編すると発表した。

特許審判院は、特許庁審査官の拒絶査定に不服する場合の妥当性判断とともに、特許・商標・デザインなどの知的財産権に関する紛争を準司法的手続きに基づいて行う特別行政審判機関である。

既存の特許審判院には、権利および技術分野別に分けられた 11 の審判部と局長級審判長が 11 人、課長級以下の審判官が 96 人で、審判長 1 人当たり約 9 人の審判官を統率しなければならない。

このような過剰な統率構造では、特許法の趣旨に沿った審判官 3 人の合意をより充実にし、審判の公正性・独立性を継続的に高めることが困難であった。

また、年間処理される約 1 万件の事件のうち、大体の件は書面で審理していたが、最近、特許などの知的財産の重要性が高まるにつれ、より詳細な口頭審理を拡大するために、審判体系の改編が必要だった。

そのため 2019 年から 1 年以上かけて、制度改善のために多様な内部・外部からの意見聴取、関係部処との協議などを行い、特許法と商標法施行令、特許庁職制、職制施行規則などの 4 つの法令の改正を完了した。

その結果、特許審判院の審判部を 11 部から 36 部に大幅に拡大し、各審判部は審判長 1 名、審判官 2 名に構成して、審判部の独立性を強化し、実質的な「3 人の合議体」を全面的に施行する。

審判長や審判官を増員せず、審判体系を効率化するために、審判長の資格要件を審査・審判・訴訟の経験を備えた課長まで拡大した。

一方、米国、欧州、日本、中国など主要国も審判長 1 人と審判官 2 人の 3 人審判部を持つため、今回改編された構造は、国際的基準を満たしている。

審判部と審判長が大幅に拡充されたことにより、審理により多くの時間をかけて充実した 3 人合意が可能になり、審判廷で審判部の当事者の意見を直接聴取することにより、争点を簡単にまとめ、当事者が審判結果を受け入れやすくする口頭審理を全面的に拡大していく基盤が設けられた。

また社会的に注目されている件、利害関係者が多い件、法的・技術的争点が複雑な件、細部技術別の専門性が必要な件を拡大された、36 の審判部が分担して専門的に処理することができるようになった。

特に審査・審判・訴訟の経験が豊かな課長 3 人で対等審判部を構成し、争点について意見を出し合ってから結論を導き出す過程を通じて審理を強化する計画であり、審判長は、審判部別の品質モニタリングと審判部間の討論を活性化して、判断基準の統一性をさらに高める予定である。

特許審判院長は、「裁判所に準ずる 3 人合議部体系を作ることにより、2020 年は特許審判のイノベーション基盤を設ける元年になり、国民に信頼される特許審判院になるように、これからさらにイノベーションしていく」と述べた。

2-8 特許庁、ベンチャー型組織「特許ビッグデータ担当官」を新設

韓国特許庁 (2020. 7. 13.)

AI 基盤の特許ビッグデータ分析により、イノベーション成長エンジンを模索する！

韓国特許庁は、特許ビッグデータをリアルタイムで分析・活用できる、革新的なプラットフォームを構築するため、7月14日にベンチャー型組織「特許ビッグデータ担当官」を新設すると発表した。

特許ビッグデータ担当官は、韓国の中央行政機関である行政安全部が主管した2020年ベンチャー型組織イノベーションアイデア大会で最終選定された。ベンチャー型組織とは、国民の利便性とイノベーション成長を促進させ、チャレンジ性を求める課題を進める組織である。

特許ビッグデータは、世界中の企業・研究所などのR&D動向、産業・市場トレンドなどが集約された約4億5,000万件の技術情報である。

特許庁は、2019年にディスプレイ、バイオ・ヘルスケア、水素産業、システム半導体、次世代電池など5大産業に対する特許ビッグデータを分析して公共・民間に提供し、R&D政策の策定および未来の有望な技術の発掘などに多岐にわたって活用された。

特許ビッグデータ担当官は先進的なビッグデータ分析手法および人工知能の新技术を組み合わせて、特許ビッグデータをリアルタイムで分析・活用する革新的なプラットフォームを構築する予定である。

26万の技術で細分化された特許分類を産業技術分類とマッチングし、人工知能を活用して有効特許文献を選別することにより、産業別の特許DBをリアルタイムで提供する計画である。

また、政府のデジタルニューディール政策に合わせて公共データ活用を活性化するために、特許ビッグデータ分析プラットフォームを開放する計画である。

ユーザーは、特許ビッグデータをさまざまな分析基準に基づいて立体的に分析することができ、分析結果をバブルチャート、多次元尺度法などで可視化するオープン分析プラットフォームを提供する。

個人・スタートアップなどは、希望する基準で簡単に特許情報を分析し、創業のための革新的なアイデアを発掘することができ、金融機関や投資家は、有望企業の情報および主要な特許情報分析をもとに、戦略的な投資ができるようになると思われる。

特許庁の革新行政担当官は、「第四次産業革命の重要なデータである特許ビッグデータをリアルタイムで分析できるプラットフォームを提供し、韓国の R&D 戦略策定を効率的に支援する」としつつ、「企業・学校・個人などが簡単に特許ビッグデータを活用することで、革新的な産業と新規サービスの創出が期待される」と述べた。

2-9 「忠北北部知識財産センター」の看板上掲式を開催

韓国特許庁 (2020. 7. 14.)

忠北の知的財産 (IP) エコシステムの活性化および競争力強化を支援

韓国特許庁は、7月15日(水曜)午前11時に、忠州商工会議所(忠清北道忠州市)で「忠北北部知識財産センター」の看板上掲式を開催すると発表した。看板上掲式にはパク・ウォンジュ特許庁長、イ・ジョンベ国会議員、忠清北道のソン・イルホン経済副知事、チョ・ギルヒョン忠州市長、ガン・ソンドク忠州商工会議所会長などが参加する。

今回の看板上掲式は「中小企業 IP 即時支援サービス」(*)のみ提供していた忠州知識財産センターが2020年から「IP ナレプログラム」(**)を追加提供し、管轄区域も忠州付近の地域まで拡大することになり、名称もそれに合わせて、「忠北北部知識財産センター」に変更し、開催された。

※企業の IP 関連の隘路事項の常時相談・解決をサポートする緊急支援サービス

※※創業企業が創業当初から IP 問題を克服し、安定的な市場参入および中小・中堅企業に成長するように支援する、知的財産能力強化の支援プログラム(コンサルティング、IP ポートフォリオの構築など)

これにより、従来の忠北知識財産センター(清州所在)と遠距離にあり、アクセス性が悪かった忠州、提川、丹陽所在の中小企業への支援がより活発になると期待している。

一方、特許庁は、忠北北部知識財産センターのほか、7カ所(*)の知識財産センターも業務範囲と管轄区域を拡大し、全国の中小企業を対象に密着型 IP 支援を推進する計画である。

※京畿南部（水原）、江原西部（春川）、江原南部（太白）、忠南西部（西山）、慶北北部（安東）、慶北西部（亀尾）、慶南西部（晋州）

特許庁長は、「忠北北部知識財産センターが、清北道北部地域の IP 創出および創業活性化に貢献できるよう、政府から最大限支援する」と述べた。

2-10 K-ウォークスルーの参加企業を拡大し、新型コロナウイルスの再拡散に備える
韓国特許庁（2020.7.14.）

GREEN PURETECH、GREEN PLUS など 5 社追加

韓国特許庁は、韓国国内で新型コロナウイルスの感染者が増加し、韓国型ウォークスルー設備に対する世界的な関心と輸出が増えていることにより、「K-ウォークスルー」ブランドの参加企業を大幅に拡大することにした。

これまで韓国型ウォークスルーを開発し、韓国の保健所・病院などに納品した 5 社 (GREEN PURETECH、GREEN PLUS、HWASUN M TECH、LAB SEED、CUVI LAB) が 7 月から新たに K-ウォークスルー・ブランドに参加する。

これにより、4 月から「K-ウォークスルー」のブランドで韓国型ウォークスルー設備を輸出し、ノウハウを共有してきた高麗技研、ヤンジ病院、特許法人ヘダムを含めて、8 社に増えた。

特許庁による今回の K-ウォークスルー参加企業の拡大は、新型コロナウイルスの再拡散に備えるものであり、参加企業のウォークスルー技術の特徴、連絡先などの詳細については、特許庁ウェブサイトの「新型コロナウイルスの特許情報ナビゲーション」で確認することができる。

参加企業のうち、GREEN PURETECH は、26 年間のクリーンルーム、陰圧隔離室などの施工経験を基に、2020 年 2 月にボラメ病院とともにグローブウォール方式のウォークスルーを披露した企業で、冷暖房・HEPA フィルターを適用した感染に安全な診療ブースと移動式ウォークスルーのブースを全国の約 100 ヲ所の保健所や病院に納品し、モンゴル、カザフスタンのなどに 30 台を輸出した。

GREEN PLUS は、先端スマートパーム分野の 1 位の企業であり、HEPA フィルターより一段階上の ULPA フィルターを活用して、ウイルス隔離のウォークスルーブースを開発し、医

療スタッフのニーズに応じて冷暖房設備、一般人と車椅子利用者兼用、使い捨てグローブ用のグローブ口、自動グローブ消毒装置が適用された多様なサイズの陽圧型ブースを提供している。

HWASUN M TECH は、医療機関で長年にわたり従事した経験を基に、保健所、病院、海兵隊、海軍などに ULPA フィルターを適用した陰圧式・陽圧式・混合式・グローブ装着型・ステンレスフレームブースなど安全性のある製品を提供し、誰でも簡単にフィルターを替えることができる技術の特許出願して技術力と信頼性を築いている企業である。

LAB SEED は、実験室の研究設備および安全関連システムのメーカーとして、2015 年の京畿・江原地域の保健所に陰圧型採痰ブースを供給して MERS の拡散防止に貢献し、2020 年 2 月からウィンドウ型・グローブ装着型の陰圧ブースを開発して、釜山南区保健所をはじめとする、全国の病院、海軍、海兵隊、海外に提供している。

CUVI LAB は、3D プリンタを販売していた会社であり、新型ウイルスの拡散により陽圧・陰圧ブースを開発した。フォールディングドアを適用し、狭いスペースでも自由にドアを開閉することができ、痰を採取した後、殺菌水装置が作動してグローブとブース内部を殺菌する技術を適用するなど、さまざまなウォークスルーのブースを開発している。

特許庁は 4 月 13 日から、中小ベンチャー企業部・産業通商資源部など関係部処と協力し、ウォークスルー設備の韓国国内と海外への普及を拡大するため努力してきた。

「K-ウォークスルー」の国家ブランド開発、国内外での迅速な特許出願支援、主要国の特許庁長会議・外交部・KOTRA との協力を通じた海外広報などを推進して、世界各国の関心が高まっており、KOICA が活動している発展途上国での新型コロナウイルス拡散防止をサポートするため、ウォークスルー設備を支援するなど、輸出も持続的に拡大していく予定である。

特許庁の産業財産政策局長は、「最近の新型コロナウイルス感染者が再び増加している状況の中で、流行の第 2 波に備えなければならない。」とし、「K-ウォークスルー参加企業の拡大など K-防疫体系の強化が、韓国と世界の新型コロナウイルスの克服に役立つものと期待している」と述べた。

2-1-1 特許庁、新型コロナウイルスの対応技術およびポストコロナの IP-R&D を支援

韓国特許庁 (2020. 7. 15.)

新型コロナウイルスのワクチン・治療薬および診断・防疫技術の開発、
緊急特許戦略で支援する！

韓国特許庁は、新型コロナウイルス対応技術の開発およびポストコロナのイノベーション成長エンジンを拡充するために、中小・中堅企業と大学・公共研究機関に知的財産を基盤にした研究開発 (IP-R&D) 戦略を支援すると発表した。

今回の IP-R&D への戦略的な支援は、新型コロナウイルスの危機克服およびポストコロナ時代に備えるため、公共・民間への R&D 投資成果を向上させることが目的であり、3 次補正予算で行われることになる。補正予算の規模は 50 億ウォンで、72 の課題 (機関) を支援する。

優先的にワクチン・治療薬、診断・防疫技術などの新型コロナウイルスの対応技術を開発する企業・機関に IP-R&D 戦略を支援する。先導企業が構築した、参入障壁になる特許を緻密に分析して開発される薬物が後日特許紛争に巻き込まれないようにする一方、従来の感染症に関する薬物や治療方法などの特許を分析して、新型コロナウイルス治療薬や治療方法の開発もサポートする。

感染症の伝播防止と患者処置のための防疫物品・医療機器などに関する中核特許の創出戦略も提供する。特に、政府レベルの新薬開発事業団と協力し、ワクチン・治療剤の開発に向けた政府の R&D と連携することにより、予算投入の効率を高める計画である。

それとともに、新型コロナウイルスによる非対面・デジタル化のような経済・社会構造の変化に応じて発生する新たな製品・サービスに関するイノベーション技術を先に確保するための研究開発にも IP-R&D 戦略を支援する。それを通じてポストコロナ時代をリードする中核技術に関する優秀な特許を確保することで韓国の成長潜在力と将来の競争力の拡充に寄与すると期待している。

特許庁は、特許戦略の専門家と特許分析機関に専門担当チームを構成して、研究開発の課題と関連する特許ビッグデータを深層分析し、特許権による参入障壁への対応戦略、最適な R&D の方向、優秀特許の確保方策などの総合的な研究開発の戦略を提供する計画である。

ここ5年間（2014～2018年）、IP-R&D戦略の支援を受けた研究開発の課題は、支援を受けていない課題に比べて優秀特許・海外特許など質的な特許成果は1.7～3.1倍、特許移転率は1.5倍、技術移転の契約当たりの技術料は3.8倍で、IP-R&D戦略を活用して開発した特許技術が産業界での活用価値が高かった。

特許庁の産業財産政策局長は、「綿密な特許分析を通じて戦略的に研究を行うと、試行錯誤が減って成功する可能性を高めることができる」とし、「新型コロナウイルスの危機を根本的に解決することができる、ワクチン・治療薬の開発が早期に成功できるように積極的に支援する」と述べた。

一方、IP-R&D戦略支援を希望する企業・機関は、特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）および韓国特許戦略開発院のウェブサイト（www.kista.re.kr）を通じて詳細な内容を確認することができ、申込期限は7月31日までである。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 ブロックチェーン関連の特許出願が急増

韓国特許庁（2020.7.7.）

ブロックチェーンで実装された認証セキュリティ分野の特許出願が大幅に増加

ブロックチェーン関連の韓国国内の特許出願は、2015年に仮想通貨に関連する発明が主に
出願され、最近ではさまざまな分野に応用された特許出願が著しく増加していることが
明らかになった。最近新型コロナウイルスの拡散により、非対面産業が成長し、それを
狙うサイバー攻撃も増加しており、それにより、優秀なセキュリティ性を持つブロック
チェーンの技術が注目されている。

韓国特許庁によると、ブロックチェーンに関する韓国国内特許出願は、2015年に24件にとどまったが、2019年に1,301件と50倍以上急増した。

ここ5年間(2015～2019)出願人は、中小企業(1,580件、54%)、個人(483件、16.4%)、大学/研究所(378件、12.9%)、外国法人(237件、8.1%)、大企業(233件、8%)、その他(17件、0.6%)の順で出願しており、中小企業と個人、大学や研究所が相対的に高い割合を占めている。

ブロックチェーンの技術を主要技術別に区分すると、認証/セキュリティ技術(614件、21%)、フィンテック関連技術(573件、19.6%)、資産管理技術(405件、13.8%)、ブロックチェーン基盤技術(374件、12.8%)、プラットフォーム応用技術(167件、5.7%)、履歴管理技術(140件、4.8%)、IoT適用技術(31件、1%)、その他技術(624件、21.3%)に関する分野があることが把握できる。

ブロックチェーンシステムで、ユーザー認証に関する出願、ネットワークに対する悪意のある攻撃を感知する出願、偽造・変造検証および防止に関する出願などが増加することに伴い、ブロックチェーンで実装された認証/セキュリティに関する特許出願は、2015年に9件に過ぎなかったが、2018年に188件、2019年に285件と急増した。

特許庁の通信審査課特許チーム長は、「ブロックチェーンの技術は、ビットコインのような暗号通貨だけでなく、認証/セキュリティ、フィンテック、電子投票、著作権管理、資産の履歴管理など、さまざまな分野に応用でき、第四次産業革命をリードする技術として注目を浴びている。また、コロナの状況を克服したとしても、非対面の業務環境とサービスは増加し、それに対するセキュリティ上のリスクも増加すると予測している。そのため、ブロックチェーンで実装された、認証/セキュリティ技術に関する特許出願も増加すると予想している」と述べた。

5-2 フォルダブルディスプレイの特許出願が増加傾向

韓国特許庁(2020.7.8)

想像の中の未来技術が現実になる

限りない技術のグローバル競争の中で、技術イノベーションはますます速くなっている。2019年、想像の中のフォルダブルフォンが現実に登場し、ディスプレイ産業に新たなイノベーションが始まったことを知らせた。

折りたためる OLED (Organic Light Emitting Diode、有機発光ダイオード) を用いて、必要に応じて、画面サイズが変更できるフォルダブルディスプレイは、次世代ディスプレイ市場をリードするイノベーションのアイコンとして浮上している。

韓国特許庁によると、フォルダブルディスプレイ関連の特許出願は、2012 年は 13 件であったのが 2019 年には 263 件で平均 1.54 倍ずつ増加し、特に、ここ 2 年間 (2018~2019 年) の特許出願件数は、直前の 2 年 (2016~2017 年) に比べて約 2.8 倍 (145 件→403 件) 増加したことが明らかになった。

出願人を類型別にみると、大手企業 497 件 (73.2%)、中小企業 85 件 (12.5%)、外資系企業 46 件 (6.8%)、個人 38 件 (5.6%)、大学および研究所 13 件 (1.9%) の順で、大手企業が特許出願の先頭に立っていると調査された。

2019 年のフォルダブルフォン発売に合わせて、大手企業が有機 EL ディスプレイ表示モジュール、カバーウィンドウ、ヒンジとハウジング技術などのフォルダブルディスプレイの全分野にわたった研究開発を活発に進めた結果であると思われる。

中小企業の出願は、2017 年の累計基準で 15 件に過ぎなかったが、2018 年 20 件、2019 年 50 件で、ここ 2 年間 (2018~2019 年) で出願量が著しく増加した。

開発へのアクセス性が容易なヒンジおよびハウジングの技術分野は、ここ 2 年間 (2018~2019 年) 出願された中小企業の特許 61.4% を占め、中小企業出願の重要な技術分野として浮上している。

特許庁のディスプレイ審査課長は、「フォルダブルディスプレイは、現在、大手企業が技術開発をリードしているが、新たに台頭している素材および部品技術も重要であるため、大手企業、中小企業および研究機関が一丸となって、中核技術に対する特許権を早期確保し、未来のディスプレイ技術競争で優位を維持していくことが重要である」と強調した。

一方、特許庁は、ディスプレイ分野の特許競争力強化のために、『ディスプレイ特許ウェブマガジン』を活用して、知的財産権動向、最新の公開情報や登録されたディスプレイ関連の特許情報を産業界に配信している。また、「改正特許法の説明会」などを通じて関連情報を継続的に提供していく計画である。

SF 映画でよく見られる、人工知能 (AI) ロボットが自分で判断する場面や、自律走行車が運転者の操作なく自ら道路を走る場面が、もはや現実になっている。これらの AI ロボットや自律走行車が自分で判断して動くためには、まず周りの状況を認識する必要がある。そのために必要なものがイメージセンサーである。イメージセンサーは、人間の目の役割をする。

イメージセンサーは、カメラのレンズに入ってきた光をデジタル信号に変換し、映像で見せる素子であり、スマートフォンのカメラだけでなく、車両のブラックボックス、生体認証、拡張現実など、さまざまな分野で活用されている重要な部品である。

最近、韓国特許庁が行ったシーモス (CMOS) イメージセンサー (注 1) の特許出願分析によると、2015 年に 190 件だったのが 2019 年には 263 件で徐々に増加している。出願人別では韓国人の出願が 52.4% で、外国人の出願を超えている。

企業別ではサムスン電子が 27.5%、ソニーが 16.3%、SK ハイニックスが 11.5%、そして TSMC が 7.2% で、4 大グローバル企業が全体出願の 62.5% を占めている。

詳細な技術別の出願動向を見ると、イメージセンサーが自動車分野に拡大適用されることにより、暗いところでも効率的に動作する技術が 25%、スマートフォンカメラの高級化により鮮明度を高める技術が 18% を占めている。また、ドローンや個人放送の増加による高解像度技術の出願も 14% を占めている。

CMOS イメージセンサーは、携帯電話の登場とともに発展してきた。1999 年にカメラを搭載した携帯電話が初めて発売され、より鮮明で華やかな写真を求める顧客のニーズに合わせて発展してきた。

最近では、自律走行、ドローン、AI ロボットなど多様な分野で CMOS イメージセンサーが適用され、それにより関連出願も持続的に増加している。

特許庁の半導体審査課長は、「イメージセンサーは、AI、自律走行車、ドローンなど第四次産業革命の必須的な部品であり、今後爆発的な需要が予想される」とし、「中核部品の技術自立のために継続的な研究開発とそれを保護するための強力な知的財産権の確保が必要である」と述べた。

注1：シーモス（CMOS）イメージセンサー：相補型金属酸化膜半導体（CMOS）の構造を持つ低消費電力型の撮像素子。電荷結合素子（CCD）に比べて低い電源電圧を使用、低い消費電力動作、周辺回路との一体化が可能である。画素が大幅に改善され、スマートフォンのようなモバイル機器はもちろん、高解像度デジタルカメラや医療用画像機器、自動車監視カメラなどにも広く使用される。（出典：TTA 情報通信用語辞典）

5-4 個人が特許に投資するクラウドファンディングの第1号商品を発売

韓国特許庁（2020.7.15.）

韓国特許庁は、知的財産（Intellectual Property、IP）に投資するクラウドファンディング（※）第1号商品が、7月15日に韓国のクラウドファンディング・プラットフォーム会社であるWadizで発売されると発表した。

※資金が必要な人がオンラインプラットフォームを通じて、多数の群衆（crowd）から資金を集める方法

「知識財産金融投資」の商品とは、特許権などの知的財産に直接投資して使用料、売却など、さまざまな方法で収益を得る投資商品を意味する。

今回の商品は、高効率ビデオコーディング（HEVC：High Efficiency Video Coding）の標準特許に投資する商品であり、国際標準特許の管理機関から特許使用料の収益を受けて投資家に配分する構造である。

他の事例は、興国証券が2019年4月に民間初のHEVC標準特許に投資する私募ファンドを発売し、投資家に年5%以上の収益を支給した事例があり、ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントでも2017年に韓国国内で開発した通信分野の標準特許に投資して1年8ヵ月ぶりに3倍の収益を得た事例がある。

韓国政府は、7月2日に国務総理主宰の国政懸案点検調整会議で、「知的財産、金融投資の活性化に向けた推進戦略」を発表した。

同案件により投資家の投資スタイルに合わせた、さまざまな金融投資商品を発売することにし、クラウドファンディング・プラットフォーム（Wadiz）と特許管理専門会社（Intellectual Discovery社）との協業を通じて知的財産クラウドファンディングの第1号商品を発売することになった。

特許庁は、民間の知的財産金融投資を支援するために、政策資金を活用して知的財産に直接投資するファンド（410 億ウォン規模）も造成する計画であり、関連の内容は、韓国ベンチャー投資のウェブサイト（www.k-vic.co.kr）で8月中に発表する予定である。

特許庁の産業財産政策局長は、「特許など知的財産権も投資が可能な資産の一種である」とし、「今後も国民が知的財産に投資できるように第2号、第3号のクラウドファンディング商品のような民間の知的財産投資商品の発売を支援していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム